

事務連絡
平成20年4月30日

保険医療機関 各位

埼玉県社会保険診療報酬支払基金

診療報酬請求書等の取り扱いについて（お知らせ）

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を定める件」（平成20年3月27日付け厚生労働省令第126号）において、平成20年4月診療分から診療報酬請求書等の様式の一部が改正されましたが、改正前の様式による用紙については、取り續けて使用することができることとされています。

つきましては、改正前の様式による用紙で請求される場合は、下記のとおり取り續けてご請求願います。また、早期に新様式でご請求くださるよう併せて願います。

記

1 診療報酬請求書

- (1) 「医保単独（三歳）」を「医保単独（六歳）」に、「医保単独（七〇以上九割）」を「医保単独（七〇以上一般・低所得）」にそれぞれ読み替えることとします。

なお、「医保（三歳）と公費の併用」又は「医保（70以上9割）と公費の併用」についても、同様に読み替えることとします。

- (2) 3歳未満の単独分又は高齢受給者9割給付の単独分の月遅れ分については、新様式の「医保単独（六歳）」又は「医保単独七〇以上一般・低所得」の区分に含めて請求してください。

なお、3歳未満の併用分又は高齢受給者9割給付の併用分についても、同様に「医保（三歳）と公費の併用」又は「医保（70以上一般・低所得）と公費の併用」に含めて請求してください。

- (3) 老人保健分の請求がある場合については、原則として旧様式での請求をお願いします。

なお、新様式を使用する場合は、「備考」欄に件数、診療実日数及び点数等の所用事項を記載して請求してください。

2 診療報酬明細書

(1) 「本人・家族」欄

請求レセプトが未就学者又は高齢受給者一般・低所得者に該当する場合のみ、次のとおり取り替えてください。

	未就学者	高齢受給者一般・低所得者
入院	六 3 三入	一 7 高入 三
外来	六 4 三外	一 8 高外 三

(2) 「市町村番号」欄及び「老人医療の受給者番号」欄

特に取り替える必要はありません。

(3) 「60 検査」欄

「60 検査・病理」に読み替えることとします。